

佐世保市旧戸尾小学校地下壕地質解析等調査業務 仕様書

(適用)

第1条 本仕様書は、佐世保市旧戸尾小学校地下壕地質解析等調査業務（以下、「本業務」という。）に適用する。

(業務目的)

第2条 本業務は、佐世保市旧戸尾小学校（「別添位置図」参照）の本格的な跡地活用にあたって、戸尾市場（戦中に掘削された防空壕等、グラウンド下の地下壕を店舗等として活用されてきたもの）を存続させた場合の活用策の立案に必要な検討資料を作成することを目的とする。

(対象範囲)

第3条 本業務の対象範囲は「別添調査対象図面」の範囲とする。

(計画準備)

第4条 本業務の実施に先立ち、調査内容を十分に理解した上で、既往資料等を収集し調査計画を立案する。

(地表調査及び地質調査)

第5条 佐世保市旧戸尾小学校の敷地及びその周辺を踏査し、地下壕の地質区分等を把握する。

2 地下壕に影響が無い箇所を選定し地質調査（ボーリング調査）を実施し地下壕の地質特性を把握する。

(内部目視調査及び聞き取り調査)

第6条 地下壕の健全性を評価するための、内部目視調査や利用者への聞き取り調査を実施する。

(地下壕の健全性評価)

第7条 地表踏査の結果、地下壕内部の目視調査及び地下壕利用者への聞き取り調査を元に、地下壕の健全性について評価、考察を行い「健全性評価表（案）」を作成する。

(利用継続に向けての課題検討)

第8条 地下壕を保存、活用していくために解決していくべき課題を整理し、その課題について追加の詳細調査（案）や対応策（案）を検討し取りまとめる。

2 日常点検（占有者：地下壕使用者を想定）、定期点検（土地所有者：市を想定）及び地震発生後等の異常時点検の手法を提案し、点検方針（案）としてとりまとめる。

3 上記、課題の整理及び対応策の検討にあたっては、関係法令（対応策に応じた建築基準法の適用の可能性）や占有者（地下壕使用者）及び土地所有者の責任（土地所有者の管理瑕疵、有事の際の賠償責任）を考慮の上整理すること。

(打ち合わせ協議)

第 9 条 本業務の打ち合わせ協議は、業務着手時、内部調査・利用者聞き取り調査前、中間時、業務完了時の 4 回を基本とするが、必要に応じて適宜実施する。なお、業務着手前及び業務完了時には主任技術者が出席するものとする。

(成果品)

第 10 条 本業務の成果品は以下のとおりとする。また、成果品は全て発注者に帰属するものとし、受託者は承諾を得ずに他にこれを公表または貸与してはならない。

- ① A4 版ファイル 1 部
- ② 電子成果品 CD-R または DVD-R 1 部

以 上



